

4

結核発生時の対応

(1) 感染防止策の実施

- ・症状のある入所者は直ちに一般入所者から隔離し、サージカルマスクを着用させ、医師の指導に従う。
- ・施設内での患者発生が明らかになった場合、診断医療機関は保健所に発生届を提出する。施設は管轄保健所との連携のもと、入所者の健康状態の確認等、適切な対策を講じる。
- ・患者が排菌している場合、保健所の入院勧告に基づき、結核専門医療機関に転院する。
- ・結核に感染・発病していても排菌していない場合には周囲に感染する危険はなく、隔離は不要である。入所しながら服薬治療を行う。

(2) 接触者健診の実施

- ・周囲に感染させるおそれのある結核患者が発生した場合、保健所は感染症法第17条に基づき、患者と接触し感染のおそれがある者に対して接触者健診を実施する。
- ・保健所は患者の状態や接触状況等を考慮し、適切な時期に健診を実施する。

(3) 説明会の開催

- ・接触者健診の実施にあたっては、施設は保健所と連携して、入所者・家族等への説明会を開催する。

(4) 接触者健診で行われる検査

○ I G R A検査

採血をし、その血液から結核の「感染」の有無を調べる検査である。

○ 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査により「発病」の有無を確認する。

胸部エックス線検査の結果、「発病」が疑われる場合、保健所が結核診療を行う医療機関を紹介する。

胸部エックス線検査の結果、発病していないと判断された場合、潜在性結核感染症の治療を行うことが基本となる。保健所が潜在性結核感染症の治療を行う医療機関を紹介する。

(5) 排菌している結核患者発生時の対応（例）

	保健所	施設
調査・説明会の実施	<input type="checkbox"/> 施設に対する調査の実施 (調査内容) 接触者の把握、患者の症状、施設の環境、入所者の健診実施状況、有症状者の有無、施設の対応窓口 等	<input type="checkbox"/> 区市町村及び都の高齢者施設所管部署への報告 <input type="checkbox"/> 保健所が行う調査への協力 <input type="checkbox"/> 職員への説明
	<input type="checkbox"/> 結核対策検討会の開催 (出席者) 保健所、施設 医療機関、結核の専門家 等 (内容) 調査結果を情報共有し、今後の対応方針について検討	<input type="checkbox"/> 結核対策検討会への出席
	<input type="checkbox"/> 接触者健診の実施方針（対象者、実施時期、実施方法等）を決定	
	<input type="checkbox"/> 入所者・家族説明会の準備 ・説明会開催に向けて、施設を支援	<input type="checkbox"/> 入所者・家族説明会の準備 ・会場、対応職員の確保 ・参加者名簿の作成 ・開催通知の作成・配布 等
接触者健診の実施	<input type="checkbox"/> 入所者・家族説明会への出席 ・結核の知識、接触者健診の実施方針を説明	<input type="checkbox"/> 入所者・家族説明会の開催 ・経緯、健診後の対応等の説明、施設に対する質問への対応 等
	<input type="checkbox"/> 接触者健診実施結果の評価 ・必要に応じて接触者健診の拡大も検討	
健診実施後の対応	<input type="checkbox"/> 接触者健診結果（個別）の受診者本人への説明	
	<input type="checkbox"/> 接触者健診結果（全体）の施設への説明	<input type="checkbox"/> 健診結果の把握、職員、入所者・家族への説明
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、職員・入所者に対する服薬支援の依頼	<input type="checkbox"/> 保健所の依頼により服薬支援を実施

(6) 患者への支援

- ・結核を発病していても排菌していなければ周囲に感染するおそれはない。
施設に入所しながら結核の服薬治療を行う場合、施設職員は患者の服薬を支援する。
- ・また、入所者が入院治療を終え、施設に戻ってきた時も、周囲に感染させる心配はない。
職員一人ひとりが結核についての正しい知識を持ち、患者を受け入れ、治療を支えることが重要である。

結核患者に対応した高齢者施設職員の声

(保健師・看護師の結核展望 NO.93 2009.前期 P81-84「結核患者と向き合って思うこと」
(介護付有料老人ホームサンリッチ三島施設長 福家千紗貴)より一部抜粋)

退院後の施設対応DOTSのこと

退院後はホームでの薬の管理や服薬支援が始まる。薬を飲んだり飲まなかったりすることにより耐性菌を作ってしまうことがないように、DOTSでしっかり見守り、治療完了という時を待つ。保健所と連携しながらのDOTSは特に問題なく容易に実践できた。

そのことよりも、すでに入居されていらっしゃる方々の日々の気づき(早期発見)に注意すべきである。感染力が強いのは発症された頃であることも再認識したい。結核が発生した時、本人や周囲の戸惑いと不安に寄り添い、安心して治療ができる環境を整え、感染拡大を防ぐ速やかな対応が何より大切であると思う。

5

問合せ先

結核に関して御不明な点等ありましたら、

最寄りの保健所 又は 東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課結核担当
(電話03-5320-4483) までお問い合わせください。



保健所一覧

■ 23区、政令市保健所

平成29年11月現在

区市	保健所名	電話番号	郵便番号	住所
千代田	千代田	03-5211-8173	102-0073	千代田区九段北1-2-14
中央	中央区	03-3541-5930	104-0044	中央区明石町12-1
港	みなと	03-6400-0081	108-8315	港区三田1-4-10
新宿	新宿区	03-5273-3859	160-0022	新宿区新宿5-18-21
文京	文京	03-5803-1834	112-8555	文京区春日1-16-21
台東	台東	03-3847-9476	110-0015	台東区東上野4-22-8
墨田	墨田区	03-5608-6191	130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20
江東	江東区	03-3647-5879	135-0016	江東区東陽2-1-1
品川	品川区	03-5742-9153	140-8715	品川区広町2-1-36
目黒	目黒区	03-5722-9896	153-8573	目黒区上目黒2-19-15
大田	大田区	03-5744-1263	144-8621	大田区蒲田5-13-14
世田谷	世田谷	03-5432-2441	154-8504	世田谷区世田谷4-22-35
渋谷	渋谷区	03-3463-2416	150-8010	渋谷区宇田川町1-1
中野	中野区	03-3382-6577	164-0001	中野区中野2-17-4
杉並	杉並	03-3391-1025	167-0051	杉並区荻窪5-20-1
豊島	池袋	03-3987-4182	170-0013	豊島区東池袋1-20-9
北	北区	03-3919-3102	114-0001	北区東十条2-7-3
荒川	荒川区	03-3802-3111 内線430	116-8502	荒川区荒川2-11-1
板橋	板橋区	03-3579-2321	173-0014	板橋区大山東町32-15
練馬	練馬区	03-5984-4671	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1
足立	足立	03-3880-5892	120-8510	足立区中央本町1-17-1
葛飾	葛飾区	03-3602-1274	124-0062	葛飾区青戸4-15-14
江戸川	江戸川	03-5661-2475	132-8507	江戸川区中央4-24-19
八王子	八王子市	042-645-5111	192-0083	八王子市旭町13-18
町田	町田市	042-722-7636	194-0021	町田市中町2-13-3

保健所一覧

■ 都保健所

保健所名	管轄地域	電話番号	郵便番号	住所
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	0428-22-6141	198-0042	青梅市東青梅5-19-6
南多摩	日野市、多摩市、稲城市	042-371-7661	206-0025	多摩市永山2-1-5
多摩立川	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	042-524-5171	190-0021	立川市羽衣町2-63 (東京都立川保健衛生仮庁舎内)
多摩府中	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	042-362-2334	183-0022	府中市宮西町1-26-1
多摩小平	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	042-450-3111	187-0002	小平市花小金井1-31-24
島しょ大島出張所	大島町、利島村	04992-2-1436	100-0101	大島町元町字馬の背275-4
島しょ大島出張所新島支所	新島村	04992-5-1600	100-0402	新島村本村6-4-24
島しょ大島出張所神津島支所	神津島村	04992-8-0880	100-0601	神津島村1088
島しょ三宅出張所	三宅村、御蔵島村	04994-2-0181	100-1102	三宅村伊豆1004
島しょ八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	04996-2-1291	100-1511	八丈町三根1950-2
島しょ小笠原出張所	小笠原村	04998-2-2951	100-2101	小笠原村父島字清瀬



結核対策チェックリスト

		チェック欄
院内感染対策のための体制の確保		
	病院においては院内感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、会議録を保管している。診療所においては組織的な感染症対策実施体制を確保している。	
	結核対策マニュアルを整備し、院内に周知している。	
職員の健康管理		
	結核の定期健康診断を、毎年全職員が受診している。	
	結核の定期健康診断の実施状況を保健所に報告している。	
	要精密者の精密検査受診を促し、結果を把握している。	
	職員が日頃から健康管理に注意し、結核を疑う症状があればすみやかに受診している。	
構造設備・環境面の整備		
	結核対策上必要な構造設備・環境面の整備がなされている。	
職員の感染防止		
	排菌している結核患者の診療・看護時や結核疑い患者の気管支鏡検査時など、N95マスクを正しく着用している。	
職員の教育		
	全医療従事者、事務職員のほか、非正規職員、委託業者、ボランティア、学生等も含め結核に関する教育（少なくとも年1回の研修）を実施している。	

結核発病リスクチェックリスト

このチェックリストを参考に、入所者の発病リスクを把握しましょう。入所時のほか、変更が生じた場合にもその都度チェックします。

発病リスクを把握した上で、定期的健康診断や日頃の健康観察を確実に行うことが、結核の早期発見、感染拡大の防止に繋がります。

		チェック	時期等
既往歴	結核の既往		
	肺結核		
	肋膜炎や胸膜炎		
	その他の結核		
	家族の結核歴		
	臓器移植		
	胃潰瘍などの消化管潰瘍や消化管手術歴		
合併症	糖尿病		
	じん肺・珪肺		
	胃潰瘍などの消化管潰瘍		
	腎不全又は血液透析中		
	HIV / AIDS		
	悪性腫瘍		
その他	免疫抑制剤（生物学的製剤、副腎皮質ステロイド等）の使用		
	喫煙		

高齢者施設における結核対策の手引

平成27年3月発行
(平成29年11月一部改定)

登録番号(26)309

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号03(5320)4483



このR70は100%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。